

めん類飲食店営業に関する標準営業約款規程集

財団法人 全国生活衛生営業指導センター

目 次

めん類飲食店営業に関する標準営業約款	1
めん類飲食店営業に関する標準営業約款施行細則	4
衛生管理状況の自主点検表	6
めん類飲食店事故賠償基準	8
賠償責任保険普通保険約款	1 2
店舗特別約款	2 1
受託財物担保特約条項	2 3
標準営業約款登録店標識	2 5
要旨掲示板	2 6
標準営業約款登録店店頭表示用ステッカー	2 7
標準営業約款登録店のバリアフリー、禁煙、分煙実施済み表示ステッカー	2 8
標準営業約款登録業務に係る実施基準	2 9
めん類飲食店営業に関する標準営業約款の登録業務に係る実施基準細則	3 2
標準営業約款登録申請書	3 3
標準営業約款登録変更届出書	3 6
標準営業約款営業廃止届出書	3 7

めん類飲食店営業に関する標準営業約款

(目的)

第 1 条 めん類飲食店営業に関する標準営業約款（以下「約款」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 57 条の 12 第 1 項の規定に基づき、めん類飲食店営業について役務の内容又は商品の品質及び施設又は設備の表示の適正化並びに損害賠償の実施の確保に関する事項を定めることにより、消費者の選択の利便を図り、併せて営業者の資質の向上及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この約款で「営業者」とは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 279 号）別表第 2 号に規定する飲食店営業者で、この約款に従い営業を行う者として都道府県生活衛生営業指導センターの登録を受けた者をいう。

2 この約款で「営業施設」とは、営業者の登録に係る施設をいう。

3 この約款で「表示」とは、提供する役務の内容等を消費者に周知させることを目的として営業施設の店頭又は店内に掲げる掲示板、メニュー表、パンフレット、インターネット等による広告をいう。

(役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項)

第 3 条 営業者は、提供する役務の内容又は商品の品質について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。

(1) そば粉の含有率の表示

営業者が提供する「そば」は、そば粉の割合は 70 パーセント以上とし、その旨を店頭又は店内に表示するものとする。

(2) めん及びつゆの製法の表示

営業者が提供するめん及びつゆは、自家製であることとし、その旨を店頭又は店内に表示するものとする。

(3) 主要な商品の表示

営業者は、主要な商品の内容及びカロリーを、写真又は説明文によるメニュー表等により、店頭又は店内に表示するものとする。

(4) 調理師の表示

営業者は、調理師（調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する者をいう。）を営業施設に配置するものとし、その氏名を店内に表示するものとする。

2 営業者は、消費者に役務又は商品を提供するに当たっては、次の各号に定めるところに従い行うものとする。

(1) 消費者の接遇の向上・改善

営業者は、従業員に対する接遇教育、研修を実施するなど消費者の接遇の向上・改善に努めるものとする。

また、営業者は、消費者に対する望ましい役務を提供するための手引書「サービスマニュアル」を策定するとともに、調理担当者、接客担当者等を保健所等が主催する各種講習会又は研修会に参加させるものとする。

(2) 食品廃棄物の減量化及びリサイクルの推進

営業者は、営業施設から発生する食品廃棄物の減量化及び再生利用（リサイクル）に努めるものとする。

（施設又は設備の表示の適正化に関する事項）

第4条 営業者は、提供する施設又は設備について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。

(1) 営業施設の衛生管理状況

営業者は、別途定める「衛生管理状況の自主点検表（チェックリスト）」に基づき、毎月一回、営業施設の衛生管理状況の点検を行い、この結果を記録し、当該結果を店内に表示するものとする。

(2) 営業施設の外国語又はローマ字の表記

営業者は、外国人が使用しやすいよう、営業施設内の洗面所、非常口などに外国語又はローマ字の表記を行うよう努めるものとする。

2 営業者は、提供する施設又は設備について、次の各号に定めるところに従い維持・管理するものとする。

(1) 営業施設のバリアフリー化の推進

営業者は、障害者や高齢者が営業施設を利用しやすいよう、出入口及び通路の拡大、トイレの改造、高さ調節が可能なテーブルの設置、車椅子を置くスペース

の確保などバリアフリー化の実現に努めるものとする。

(2) 受動喫煙の防止の推進

営業者は、受動喫煙の防止の取組を推進するため、営業施設内の禁煙又は分煙（時間帯分煙を含む。）に努めるものとする。

（損害賠償の実施の確保に関する事項）

第 5 条 営業者は、消費者に対する役務若しくは商品の提供又は営業施設若しくは設備の管理に起因して事故が発生した場合は、全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が別途定めるめん類飲食店事故賠償基準に基づき、消費者等に対してその損害賠償を速やかに行うものとする。

2 営業者は、前項の損害賠償の確実な実施を図るため、全国指導センターが別途定める損害賠償保険等に加入しなければならない。

3 営業者は、第 1 項の事故に関し迅速かつ円滑な解決を図るため、消費者等の利便に配慮してその苦情処理に努めるものとする。

（標識等の掲示）

第 6 条 営業者は、全国指導センターが法第 5 7 条の 1 3 第 2 項の規定に基づき定める様式の標識を、営業施設ごとに、店頭又は店内の消費者の見やすい場所に掲示するものとする。

2 前項の標識の有効期間は、登録の有効期間と同一とする。

3 営業者は、この約款に従って営業を行う旨、第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項第 1 号に規定する事項並びに前条の損害賠償の実施の確保に関する事項の要旨を、営業施設ごとに、店頭又は店内の消費者の見やすい場所に掲示するものとする。

4 営業者が営業を廃止する旨の届出を行ったとき、登録を取り消されたとき又は登録の有効期間が経過したときは、営業者は、当該営業施設について、速やかに、第 1 項の標識及び前項の要旨を取り外さなければならない。

めん類飲食店営業に関する標準営業約款施行細則

- 第 1 条 約款第 3 条第 1 項第 2 号にいう「自家製」とは、営業者が営業施設又は出資した法人が所有する施設で製造するものをいう。
- 第 2 条 約款第 3 条第 1 項第 3 号にいう「主要な商品」とは、営業者が提供する商品の中で消費者から注文が多いもの又は営業者が積極的に広告する必要があると選択したものをいう。
- 第 3 条 全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）にめん類飲食店営業事故賠償審査委員会を置き、めん類飲食店営業事故賠償に関し消費者及び営業者との間に生じた紛争を審査する。
- 2 前項の事故賠償審査委員会の構成及び運営は、全国指導センターが別途定める。
- 第 4 条 約款第 6 条第 3 項に規定する事項の要旨は、別記様式の掲示板に記載するものとする。

別記様式

めん類飲食店営業に関する標準営業約款要旨

当店は、厚生労働大臣の認可を受けた標準営業約款に従って営業しています。

1 標準営業約款に基づき当店の提供する商品のサービス等については、次のことを実施しています。

- (1) 当店の「そば」は、そば粉の割合を70%以上使用しています。
- (2) 当店の「めん」及び「つゆ」は、自家製です。
- (3) 当店の主要な商品の内容及びカロリーをメニュー表等に表示しています。
- (4) 当店の衛生管理状況の自主点検表を表示しています。

2 当店の調理師の氏名は、次のとおりです。

調 理 師

3 当店で事故が発生した場合は、「めん類飲食店事故賠償基準」に基づいて賠償します。

4 当店は、損害賠償保険等に加入しています。

厚生労働大臣認可

めん類飲食店営業標準営業約款の登録店

店 名

衛生管理状況の自主点検表

(平成 年)

記入要領： 良好 ×不良

点検月日(月/日)		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
点検項目													
営業 施設 の 管理	調理場及びその周辺は清潔に保たれているか。												
	調理場内に不要な物を置かず、整理整頓されているか。												
	調理場内の採光、照明、換気及び通風は十分か。												
	調理場及び周辺に補修の必要な箇所はないか。												
	施設内にねずみや衛生害虫はいないか。												
	手洗い設備の周辺は清潔に保たれているか。												
	手洗い設備の石けん・殺菌液は適切か。												
食品 取扱 設備 の 管理	冷蔵庫及び冷凍庫内は清潔に保たれているか。												
	収納戸棚は整理整頓され、清潔に保たれているか。												
	まな板、包丁及びふきん等の調理器具は使用目的に応じて区別しているか。												
	調理器具・容器は、きちんと洗浄・殺菌しているか。												
	調理器具は洗浄・消毒後よく乾燥させ、扉のある棚に収納されているか。												
汚物 等 処理	生ゴミ等は污水や汚臭が漏れないように容器に入れ、害虫等が入り込まないようにしているか。												
	便所は清潔にし、定期的に消毒を行っているか。												

点検項目		点検月日(月/日)											
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
食品の管理	原材料の仕入れに当たっては、品質、鮮度及び期限表示等の検品を行っているか。												
	食品等の保管は衛生的で温度管理を十分行っているか。(冷蔵庫 10 以下、冷凍庫 - 15 以下)												
	原材料は消費期限内のものを使用しているか。												
	冷凍庫内の食品は、相互汚染が生じないように専門容器を用い、又は区画して保存しているか。												
従事者の衛生管理	清潔な専用の作業衣・帽子及び履物を使用し、必要に応じてマスク等をしているか。												
	爪を短く切り、指輪やマニキュアをしていないか。												
	作業前に手指等に化膿傷のある人や下痢等で体調を崩している人を確認しているか。												
	作業前、下処理後及び用便後は必ず手指の洗浄・消毒を行っているか。												
	所定の場所以外で、更衣、喫煙及び食事等をしていないか。												
	従業員に対する衛生教育を定期的に行っているか。												
その他	正しい表示をしているか。												
記録表記入者の印													
調理師又は食品衛生責任者の印													

めん類飲食店事故賠償基準

(目的)

第 1 条 この賠償基準は、営業者がめん類飲食店における業務の遂行上相当な注意を怠ったことに基づき、消費者等の身体に障害又は財物に損害を与えたことによって、当該消費者等に法律上の損害賠償責任を負うべき場合の合理的基準を設定し、公平かつ効率的にトラブルを解決するとともに、消費者等の簡易迅速な救済をはかることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この賠償基準において使用する用語は、次の定義に従うものとする。

- (1) 「営業者」とは、めん類飲食店営業に関する標準営業約款第 2 条第 1 項に規定する者をいう。
- (2) 「めん類飲食店」とは、めん類飲食店営業に関する標準営業約款第 2 条第 2 項に規定する営業施設をいう。
- (3) 「賠償額」とは、消費者等がめん類飲食店における業務の遂行、食中毒の発生、営業施設又はその設備の管理の瑕疵により身体若しくは財物に受けた損害又は消費者がめん類飲食店に預託した財物が紛失、き損又は盗取されたことにより受けた損害に対する賠償金をいう。
- (4) 「平均使用年数」とは、一般消費者が物品を購入した時からその着用を止める時までの別表 1 に定める平均的な期間をいう。
- (5) 「残価割合」とは、物品についての客の使用期間による物品の価値の低下を考慮して、賠償額を調整するための基準であって、別表 2 に定める物品の最初に購入した価額に対するパーセンテージをもって表示された割合をいう。

(損害賠償の対象)

第 3 条 めん類飲食店において発生した次の各号に掲げる事故について、法律上の賠償責任が生じた場合、営業者が被害者に対して補償する。

(1) めん類飲食店の業務の遂行に起因する事故

めん類飲食店の業務の遂行に際して、消費者の身体若しくは財物に損害を与えた場合

(2) めん類飲食店の営業施設又はその設備の管理の瑕疵に起因する事故

めん類飲食店の営業施設又はその設備の管理の瑕疵により、消費者等の身体若しくは財物に損害を与えた場合

(3) 食中毒に起因する事故

(4) 消費者からの受託物の管理に起因する事故

消費者から預託された、傘、コート、携帯品等の財物の紛失、き損又は盗取により損害を与えた場合

(賠償額の算定)

第 4 条 賠償額の算定は、次の各号に定めるところに従い行うものとする。

(1) 身体に対する事故賠償額

ア 治療関係費

被害者が、治療のために要した費用（入院費、薬代、通院交通費、付添人の費用等を含む。）で必要かつ妥当な実費

イ 休業損害

被害者が、傷害の治療のために休業し、収入減があった場合の現実の収入減少額

ウ 逸失利益

被害者が、後遺障害又は死亡により生じた将来の得べかりし利益額

エ 慰謝料

後遺障害、死亡又は傷害により生じた精神的損害で社会通念上妥当な額

(2) 財物に対する事故賠償額

次の方式により算定した被害財物の事故発生時における時価額

$$\text{時価額} = \text{被害財物を最初に購入した価格} \times \left(\begin{array}{l} \text{別表 1 に定める被害財物の平均使用年数及び購入時から事故発生までの経過月数に対応して別表 2 に定める残価割合} \end{array} \right)$$

ただし、被害財物が補修可能な場合は、その補修費（衣服のクリーニング費用を含む。）とする。

別表 1

商品別平均使用年数

品 目	平均 使用 年 数	品 目	平均 使用 年 数
〔一般衣類〕		手袋	1
スーツ類（女子）	3	子供遊び着	1
スーツ類（男子 秋・冬）	4	男子礼服	10
スーツ類（男子 春・夏）	3	事務服・作業衣	2
ワンピース類（含むスカート）	3	〔和服類〕	
ブラウス類	2	訪問着 礼服用衣類（含む帯）	20
ポロシャツ・スポーツシャツ	2	外出着類（含む帯）	10
ズボン	2	普段着類（含む帯）	4
セーター類	3	〔その他〕	
コート類（レザー）	5	傘（折りたたみ・こうもり）	3
コート類（織物・男子）	4	メガネ	2
コート類（織物・女子）	3	財布	3
コート類（毛皮類）	10	靴	2
ワイシャツ類	2	かばん	3

注) 1 次の素材を使用している商品及び加工をしている商品は、上記の数字にかかわらず、平均使用年数は次の年数とする。

3年 アセテート製品、ゴムコーティング製品、ゴム裏張り製品、気泡性ゴム引布製品。

2年 ウレタンホーム張り製品、接着衣料品（ファブリック・ツー・ファブリック）、エンボス加工品。

・ モールヤーン、スラブヤーン、ループヤーンなど飾り糸、絹紡糸、抄織糸

・ 薄起毛調加工品

・ 顔料プリント、発泡プリント、メタルプリントなど特殊プリント加工品

2 商品区分、商品例に入っていない商品については、最も品質の近い商品の平均使用年数を適用する。

別表 2

賠償責任保険における商品の使用期間に基づく残価割合表

平均 使用 年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	10 年	15 年	20 年	残 価 割 合
購 入 時 か ら 事 故 発 生 時 ま で の 経 過 月 数	1 ヶ月 未満	2 ヶ月 未満	3 ヶ月 未満	4 ヶ月 未満	5 ヶ月 未満	10 ヶ月 未満	15 ヶ月 未満	20 ヶ月 未満	98%
	1～2	2～4	3～6	4～8	5～10	10～20	15～30	20～40	94%
	2～3	4～6	6～9	8～12	10～15	20～30	30～45	40～60	90%
	3～4	6～8	9～12	12～16	15～20	30～40	45～60	60～80	86%
	4～5	8～10	12～15	16～20	20～25	40～50	60～75	80～100	82%
	5～6	10～12	15～18	20～24	25～30	50～60	75～90	100～120	78%
	6～7	12～14	18～21	24～28	30～35	60～70	90～105	120～140	74%
	7～8	14～16	21～24	28～32	35～40	70～80	105～120	140～160	70%
	8～9	16～18	24～27	32～36	40～45	80～90	120～135	160～180	66%
	9～10	18～20	27～30	36～40	45～50	90～100	135～150	180～200	63%
	10～11	20～22	30～33	40～44	50～55	100～110	150～165	200～220	60%
	11～12	22～24	33～36	44～48	55～60	110～120	165～180	220～240	57%
	12～18	24～36	36～54	48～72	60～90	120～180	180～270	240～360	54%
18～24	36～48	54～72	72～96	90～120	180～240	270～360	360～480	52%	
24～	48～	72～	96～	120～	240～	360～	480～	10%	

(注)本表は一般的指標であり、実際の使用状況に応じ残価割合が変わる場合がある。

賠償責任保険普通保険約款

(責任の範囲)

第 1 条 当社は、被保険者が、他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含む。以下同じ。）又は財物の滅失、き損若しくは汚損（以下「損壊」という。）について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する。

(損害の範囲及び責任の限度)

第 2 条 当社がてん補すべき損害は、被保険者の被害者に対する賠償債務の弁済としての支出(弁済によって代位取得するものがあるときはその価額を控除したもの)及び第 1 2 条に規定する費用に限るものとする。

2 当社がてん補すべき金額は、第 1 2 条第 2 項及び第 3 項の費用を除き、保険証券に記載されたてん補限度額を限度とする。

3 当社は、1 回の事故について、第 1 2 条第 2 項及び第 3 項の費用を除き、損害の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみをてん補する。

(責任の始期及び終期)

第 3 条 保険期間は、その初日の午後 4 時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、末日の午後 4 時に終る。

2 当社は、保険期間が始まった後であっても、当社所定の保険料領収前に生じた保険事故については、損害をてん補しない。

(告知義務)

第 4 条 当社は、保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者又はこれらの者の代理人が、故意又は重大な過失によって保険契約申込書の記載事項中重要な事項について当社に知っている事実を告げず、又は不実のことを告げたときは、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができる。

2 前項の規定は、次の場合には適用しない。

(1) 前項の告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなった場合

(2) 当社が、保険契約締結の当時、前項の告げなかった事実若しくは告げた不実のを知り、又は過失によってこれを知らなかった場合

(3) 保険契約者、被保険者又はこれらの者の代理人が、保険事故が生じる前に、保険契約申込書の記載事項中重要な事項につき、書面をもって更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。当会社は、更正の申し出を受けた場合において、保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者又はこれらの者の代理人が更正すべき事実を当会社に告げても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとする。

(4) 当会社が前項の告げなかった事実又は告げた不実のことを知った日から保険契約を解除しないで30日を経過した場合

3 保険事故が生じた後に第1項の解除が行われた場合でも、当会社は、損害をてん補しない。もし、すでに損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができる。この規定は、第19条の規定とはかかわりない。

(免責)

第5条 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じる損害をてん補しない。

(1) 保険契約者、被保険者の故意

(2) 戦争(宣戦の有無を問わない。)、変乱、暴動、そうじょう、労働争議

(3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災

(免責)

第6条 当会社は、特約を附帯した場合を除き、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しない。

(1) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

(2) 被保険者が所有、使用又は管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

(3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任

(4) 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任

(5) 排水又は排気(煙を含む。)に起因する賠償責任

(調査)

第7条 被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講ずるもの

とする。

- 2 当社は、保険期間中いつでも前項の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができる。

(変更の通知)

第 8 条 保険契約締結後、保険契約申込書または保険証券に記載された事項に変更が生じたとき(この保険契約と重複する保険契約(名称のいかんを問わない。以下同様とする。))の締結を除く。)は、保険契約者又は被保険者は、変更の事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面でその旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の裏書を請求しなければならない。ただし、その変更の事実がなくなった後はこの限りでない。

- 2 前項の手続を怠った場合には、当社は、前項の変更の事実が発生した時又は保険契約者若しくは被保険者がその発生を知った時から、当社が前項の承認裏書請求書を受領するまでの間に生じた保険事故については、損害をてん補しない。ただし、変更の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなると当社が認めた場合はこの限りでない。

(重複保険の通知)

第 9 条 保険契約締結後、この保険契約と重複する保険契約が締結されたときは、保険契約者又は被保険者は、重複する保険契約の締結がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその締結の事実を知った後、遅滞なく、書面でその旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の裏書を請求しなければならない。ただし、重複する保険契約がなくなった後はこの限りでない。

- 2 前項の手続を怠った場合には、当社は、重複する保険契約が締結された時又は保険契約者若しくは被保険者がその締結の事実を知った時から、当社が前項の承認裏書請求書を受領するまでの間に生じた保険事故については、損害をてん補しない。

(事故の発生)

第 10 条 保険事故又は保険事故の原因となるべき偶然な事故(本条において以下「事故」という。)が発生したことを知ったときは、保険契約者又は被保険者は、次の

事項を履行しなければならない。

- (1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所氏名、事故の状況及びこれらの事項の証人となる者がいるときはその住所氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - (2) 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全又は行使について必要な手続をすること、その他損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずること。
 - (3) あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置については、この限りでない。
 - (4) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき又は提起されたときは、直ちに当会社に通知すること。
- 2 保険契約者又は被保険者が、正当な理由がなく前項第1号又は第4号の義務に違反したときは、当会社は、損害をてん補しない。
 - 3 保険契約者又は被保険者が、正当な理由がなく第1項第2号の義務に違反したときは、当会社は、防止軽減することができたと認められる損害の額を控除しててん補額を決定する。
 - 4 保険契約者又は被保険者が、正当な理由がなく第1項第3号の義務に違反したときは、当会社は、当会社が損害賠償責任がないと認めた額を控除しててん補額を決定する。

(保険事故処理の特則)

- 第 11 条 当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当ることができる。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければならない。
- 2 被保険者が、正当な理由がなく前項の協力に応じないときは、当会社は、損害をてん補しない。

(費用の支払)

- 第 12 条 当会社は、保険契約者又は被保険者が支出した次の費用を支払う。
- (1) 第10条第1項第2号の場合に要した必要又は有益な費用
 - (2) 保険事故の原因となると思われる偶然な事故が発生した場合において、損害の

防止軽減のために必要又は有益と認められた手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他の緊急措置に要したものと支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得たもの

- 2 当会社は、損害賠償責任に関する争訟につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用の全額を支払う。ただし、本条に規定する費用を除く損害の額が保険証券に記載されたてん補限度額を超えるときは、当会社は、てん補限度額の前記損害額に対する割合によってこれを支払う。
- 3 当会社は、前条第1項の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用の全額を支払う。

(保険料の精算)

第13条 保険料が、賃金、入場者、領収金又は売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければならない。

- 2 当会社は、保険期間中及び保険契約終了後1年間を限り、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができる。
- 3 前2項の資料に基づいて算出された保険料(当会社の定める最低保険料に達しないときは最低保険料)と既に領収した保険料との間に過不足があるときは、当会社は、その差額を追徴し、又は返還する。
- 4 この約款において、賃金、入場者、領収金、売上高とは、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 賃金 保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称のいかんを問わない。

(2) 入場者 保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいう。ただし、被保険者と同居する親族および被保険者の業務に従事する使用人を除く。

(3) 領収金 保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金銭の総額をいう。

(4) 売上高 保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額を

いう。

(保険契約の無効)

第 14 条 保険契約締結の当時、次の事実があったときは、この保険契約は無効とする。

- (1) 保険契約に関し、保険契約者、被保険者又はこれらの者の代理人に詐欺の行為があったとき
- (2) 保険契約者又は被保険者が、当会社の負担する保険事故がすでに生じ、又はその原因が発生していたことを知っていたとき
- (3) 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者またはその代理人が、その旨を保険契約申込書に記載しなかったとき

(保険契約の解除)

第 15 条 次の場合には、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができる。

- (1) 被保険者が、正当な理由がなく第 7 条第 2 項の請求に応じないとき
 - (2) 第 8 条第 1 項の通知があった場合において危険が著しく増大したと当社が認めるとき
 - (3) 第 9 条第 1 項の通知があったとき
 - (4) 保険金請求に関し、保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人に詐欺の行為があったとき
- 2 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができる。
- 3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に基づく当会社の解除権は、その通知を受領した日から 30 日以内に行使しなければ消滅する。

(保険料の追徴又は返還 - 告知・通知事項の承認の場合)

第 16 条 第 4 条第 2 項第 3 号又は第 8 条第 1 項の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、その定めるところに従い、保険料を返還し、又は追加保険料を請求することができる。

- 2 前項の規定により保険料が追徴となる場合において、当会社の請求に対し保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故については、損害をてん補しない。

(保険料の返還 - 契約の無効・失効の場合)

第 17 条 当社は、保険契約者、被保険者若しくはこれらの者の代理人の故意又は重大な過失によるこの保険契約の無効又は失効の場合には、保険料を返還しない。

2 当社は、保険契約者、被保険者及びこれらの者の代理人の故意又は重大な過失によらないこの保険契約の無効の場合には保険料の全額を、失効の場合には未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還する。

3 前項の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金又は売上高等に対する割合によって定められた保険契約が、保険契約者、被保険者及びこれらの者の代理人の故意又は重大な過失によらずに失効した場合には、第 13 条第 3 項の規定によって保険料を精算する。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算する。

(保険料の返還 - 契約解除の場合)

第 18 条 第 4 条第 1 項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、当社は、保険料を返還しない。

2 第 15 条第 1 項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、当社は未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還する。ただし、既経過期間中に保険事故が生じていたときは、保険料は返還しない。

3 第 15 条第 2 項の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除したときは、当社は、領収した保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を控除して、その残額を保険契約者に返還する。ただし、既経過期間中に保険事故が生じていたときは、保険料は返還しない。

4 前 2 項の規定にかかわらず、当社、又は保険契約者が、第 15 条の規定により、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約を解除したときは、第 13 条第 3 項の規定によって保険料を精算する。ただし、既経過期間中に保険事故が生じていたときは、保険料は返還しない。

(保険契約解除の効力)

第 19 条 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

(保険金の請求)

第 20 条 被保険者が、この保険契約によって損害のてん補を受けようとするときは、損害が確定した日から 30 日以内又は当社が書面で承認した猶予期間内に、保険金請求書及びその損害を証明する書類を保険証券に添えて、当社に提出しなけれ

ばならない。

2 被保険者は、前項の書類のほか、当社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

3 前2項の書類中に、故意に不実の記載をし、若しくは事実を隠したとき、又は前2項の義務に違反したときは、当社は、損害をてん補しない。

(保険金の支払)

第21条 当社は、前条の請求を受けた日から30日以内に保険金を支払う。ただし、当社がこの期間内に必要な調査を終了することができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払う。

(保険金の分担)

第22条 この保険契約と重複する保険契約が他にある場合において、それぞれの保険契約について、他の保険契約がないものとして算定したてん補責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、この保険契約によるてん補責任額の前記合計額に対する割合によって損害をてん補する。

(仲裁)

第23条 当社がてん補すべき金額の決定について、当社と被保険者との間に争いを生じたときは、その争いは、当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せる。もし、評価人の中で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人が、これを裁定するものとする。

2 当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を含む。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含む。)については、半額ずつ負担するものとする。

(代位)

第24条 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合に、当社がその損害をてん補したときは、当社は、そのてん補した金額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその者に対して有する権利を取得する。

2 保険契約者または被保険者は、保険金を領収したときは、前項の権利を行使するために必要な一切の書類を、遅滞なく、当社に提出しなければならない。

(準拠法)

第25条 この保険約款に規定のない事項については、日本国の法令による。

別表 短期料率表

既経過期間	短期料率
7日まで	10%
15日まで	15%
1か月まで	25%
2か月まで	35%
3か月まで	45%
4か月まで	55%
5か月まで	65%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
1年まで	100%

店 舗 特 別 約 款

(当 会 社 の て ん 補 責 任)

第 1 条 当 会 社 が て ん 補 す べ き 賠 償 責 任 保 険 普 通 保 険 約 款 (以 下 「 普 通 保 険 約 款 」 と いう。) 第 1 条 の 損 害 は、 日 本 国 内 に お い て 保 険 期 間 中 に 発 生 し た 次 の 各 号 に 掲 げ る 事 故 に 起 因 す る 損 害 に 限 る。

- (1) 被 保 険 者 が 所 有、 使 用 又 は 管 理 す る 保 険 証 券 記 載 の 店 舗 (店 舗 に 付 属 す る 作 業 場 等 の 付 帯 設 備 及 び 収 容 動 産 を 含 む。 以 下 「 店 舗 」 と いう。) に 起 因 す る 偶 然 な 事 故
- (2) 店 舗 の 用 法 に 伴 う 保 険 証 券 記 載 の 仕 事 (以 下 「 仕 事 」 と いう。) の 遂 行 に 起 因 す る 偶 然 な 事 故
- (3) 被 保 険 者 に よ っ て 製 造、 販 売 若 し く は 提 供 さ れ た 保 険 証 券 記 載 の 商 品、 製 品、 飲 食 物 等 の 財 物 (以 下 「 生 産 物 」 と いう。) が 他 人 に 引 き 渡 さ れ た 後 に、 そ の 品 質・ 取 扱 等 に 伴 っ て 生 じ る 偶 然 な 事 故

(免 責)

第 2 条 当 会 社 は、 被 保 険 者 が 次 の 賠 償 責 任 を 負 担 す る こ と に よ っ て 被 る 損 害 を て ん 補 し ない。

- (1) 店 舗 の 建 設、 改 築、 改 造、 修 理 等 の 工 事 に 起 因 す る 賠 償 責 任
- (2) 屋 根、 扉、 戸、 窓、 通 風 口 等 か ら 入 る 雨 又 は 雪 等 に よ る 財 物 の 損 壊 に 対 す る 賠 償 責 任
- (3) 被 保 険 者 が 所 有、 使 用 若 し く は 管 理 す る 航 空 機、 昇 降 機 又 は 自 動 車 に 起 因 す る 賠 償 責 任
- (4) 被 保 険 者 が 所 有、 使 用 若 し く は 管 理 す る 車 両 (自 動 車 及 び 原 動 力 が も っ ぱ ら 人 力 であるものを除く。)、 船 又 は 動 物 が 施 設 外 に あ る 間 の こ れ ら に 起 因 す る 賠 償 責 任
- (5) 生 産 物 又 は 仕 事 の 目 的 物 自 体 の 損 壊 に 対 す る 賠 償 責 任
- (6) 被 保 険 者 が 故 意 又 は 重 大 な 過 失 に よ り 法 令 に 違 反 し て 製 造、 販 売 若 し く は 提 供 し た 生 産 物 又 は 行 っ た 仕 事 の 結 果 に 起 因 す る 賠 償 責 任

(残 存 て ん 補 限 度 額)

第 3 条 当 会 社 が、 次 の 各 号 に 掲 げ る 事 故 (以 下 「 生 産 物 事 故 」 と いう。) に つ い て 保 険 金 を 支 払 っ た と き は、 保 険 証 券 に 記 載 さ れ た 生 産 物 事 故 の 総 て ん 補 限 度 額 か ら そ の 支 払 っ た 保 険 金 の 額 を 差 し 引 い た 残 額 を も っ て、 そ の 事 故 の 発 生 し た 時 以 後 の

保険期間に対する生産物事故に対する総てん補限度額とする。

(1) 第1条第2号の偶然な事故のうち、仕事の終了(仕事の目的物の引渡を要する時は引渡後)又は放棄の後に、仕事の結果について生じる偶然な事故

(2) 第1条第3号の偶然な事故

(普通保険約款との関係)

第4条 この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しない限り、普通保険約款の規定を適用する。

受託財物担保特約条項

(当会社のてん補責任)

第 1 条 当社は、偶然な事故により、被保険者が保険証券記載の店舗（この特約条項においては、店舗外の保管施設であっても保険証券に明記されている場合は、当該保管施設も店舗とみなす。）内において受託する保険証券記載の顧客の財物（以下「受託物」という。）を損壊し、又は紛失し、若しくは盗取（詐取を含む。以下同様とする。）されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する。

(免責規定の排除)

第 2 条 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」という。）第 1 条及び第 6 条第 2 号の規定は、この特約条項には適用しない。

(免責)

第 3 条 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しない。

- (1) 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人又はこれらの者の同居の親族若しくは使用人が行い、又は加担した受託物の盗取に起因する賠償責任
- (2) 被保険者の使用人が所有又は使用する財物が破損し、又は紛失し、若しくは盗取されたことに起因する賠償責任
- (3) 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物又は自動車損壊し、又は紛失し、若しくは盗取されたことに起因する賠償責任
- (4) 受託物のかし、自然の消耗又はその性質による蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由若しくはねずみ食い、虫食いなどに起因する賠償責任
- (5) 原因のいかんを問わず、自然発火又は自然爆発した受託物自体の損壊に対する賠償責任
- (6) 屋根・扉・戸・窓・通風口等から入る雨又は雪等による受託物の損壊に対する賠償責任
- (7) 受託物が顧客に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任

(損害てん補額)

第 4 条 当社がてん補すべき金額は、被害受託物が、保険事故の生じた地及び時に
おいて、もし保険事故がなければ有したであろう価額を超えないものとする。

(残存てん補限度額)

第 5 条 当社が保険金を支払ったときは、保険証券に記載された受託物事故の総て
ん補限度額から、その支払った保険金の額を差し引いた残額をもって、その事故の
発生した時以後の保険期間に対する総てん補限度額とする。

(普通保険約款及び特別約款との関係)

第 6 条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、
普通保険約款及び店舗特別約款の規定を適用する。

標準営業約款登録店標識



- 1 標識の中央部のマークは紫色とする。
- 2 単位はcmとする。

要 旨 掲 示 板



めん類飲食店営業に関する 標準営業約款要旨

当店は、厚生労働大臣の認可を受けた標準営業約款に従って営業しています。

1 標準営業約款に基づき当店の提供する商品のサービス等については、次のことを実施しています。

- (1) 当店の「そば」は、そば粉の割合を70%以上使用しています。
- (2) 当店の「めん」及び「つゆ」は、自家製です。
- (3) 当店の主要な商品の内容及びカロリーをメニュー表等に表示しています。
- (4) 当店の衛生管理状況の自主点検表を表示しています。

2 当店の調理師の氏名は、次のとおりです。

調理師

3 当店で事故が発生した場合は、「めん類飲食店事故賠償基準」に基づいて賠償します。

4 当店は、損害賠償保険等に加入しています。

厚生労働大臣認可 めん類飲食店営業標準営業約款の登録店

店名

〔規格は縦 36.5 cm × 横 25.7 cm〕

標準営業約款登録店店頭表示用ステッカー



- (注) 1 標準営業約款登録店は、営業施設の店頭の適宜の箇所に当該ステッカーを貼付する。
2 このステッカーは、営業施設の外側から貼りつけるようになっている。〔規格は縦17cm×横24cm〕

標準営業約款登録店のバリアフリー、禁煙、分煙実施済み表示ステッカー



(注) 標準営業約款の中で、営業施設のバリアフリー化の推進及び受動喫煙防止の推進〔禁煙、分煙(時間帯分煙を含む。)]については「努力義務」となっているが、登録店の中で既の実施済みである場合は該当するステッカーを店頭に貼付する。〔規格は各ステッカー縦8.4cm×横11cm〕

標準営業約款登録業務に係る実施基準

1 登 録

(1) 登録の申出

標準営業約款（以下「約款」という。）に従って営業を行おうとする者は、営業所ごとに、その所在する都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）に登録の申出を行うものとする。

登録申請書の様式、添付書類その他登録の申出に必要な事項は、業種ごとに別途これを定める。

(2) 受 付

登録の申出を受けた都道府県指導センターは、業種別に受付簿を備え、受付番号、受付年月日、氏名又は名称及び住所等を記載するものとする。

(3) 調 査

都道府県指導センターは、登録申請書及び添付書類による書類調査のほか、特に必要と認めたときは、当該職員に、申出者の施設その他の物件又は営業の実施状況の現地調査を行わせることができる。

ア 現地調査を行う職員（以下「調査員」という。）は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人から請求があるときは、これを提示しなければならない。

イ 現地調査は、原則として登録申請受理後1ヶ月以内に終了するものとする。

ウ 調査員は、現地調査の結果を速やかに報告書に取りまとめ、理事長に報告するものとする。

(4) 登 録

ア 都道府県指導センターは、業種別に登録簿を備え、登録申請書及び添付書類（現地調査を行った場合は、その報告書を含む。）により登録すると決定した者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

登録年月日及び登録番号

氏名又は名称及び住所

営業所の名称及び所在地

約款に従った営業の開始予定日

イ 登録を受けた者（以下「登録営業者」という。）には、その旨を通知すると

ともに、有効期限を付した当該約款に係る標識（以下「標識」という。）及び提供する役務又は商品に関する事項の要旨の掲示板（以下「要旨掲示板」という。）を交付するものとする。

標識及び要旨掲示板については、実費を徴収するものとする。

ウ 都道府県指導センターは、都道府県知事の承認を得て定める登録手数料を徴収するものとする。

再登録時も同様とする。

2 変更の届出等

(1) 登録営業者は、1の(4)のアの から までに掲げる事項、その他登録申請書又は添付書類に記載した事項に変更があったとき又は当該登録に係る営業を廃止したときは、その日から10日以内に、その旨を都道府県指導センターに届け出るものとする。

変更又は営業廃止の届出書の様式その他変更又は営業廃止の届出に必要な事項は、業種ごとに別途これを定める。

(2) 都道府県指導センターは、届出の内容に従って、登録簿の登録事項を変更し、又は登録の抹消を行うものとする。

3 登録の取消し

(1) 都道府県指導センターは、登録営業者が次の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

ア 標識又は要旨掲示板の掲示をせず、又は虚偽の掲示をしたとき

イ 約款に従って営業を行っていないとき

ウ 営業に関して不正な行為をしたとき

(2) 都道府県指導センターは、登録の取消しを行うに当たっては、当該登録営業者に理事会の席上意見を述べる機会を与えなければならない。

4 標識等の取外し

登録営業者が営業を廃止する旨の届出を行い、若しくは登録を取り消された場合又は登録の有効期間が経過した場合において標識又は要旨掲示板を取り外さないときは、都道府県指導センターは、当該営業所に係る標識又は要旨掲示板を取り外すことができる。

5 実施状況の報告

都道府県指導センターは、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、登録に係る事業の実施の状況について、全国生活衛生営業指導センター(以下「全国指導センター」という。)に報告するものとする。

6 中央審査委員会

(1) 全国指導センターに中央審査委員会を置き、都道府県指導センターにおける登録及びその取消しに関し生じた紛争について審査する。

(2) 登録又はその取消しに関する都道府県指導センターの決定に異議のある者は、都道府県指導センターの決定が行われてから1ヶ月以内に、書面で、中央審査委員会に審査を求めることができる。

(3) 中央審査委員会は、原則として、審査の求めを受けてから2ヶ月以内に、審査の申出を行った者及び当該審査の申出に係る都道府県指導センターの意見を聴取した上で裁決を行うものとする。

この場合、審査の申出を行った者及び当該申出に係る都道府県指導センターは、裁決に従わなければならない。

(4) 中央審査委員会は、学識経験のある者、生活衛生関係事業者の意見を代表する者及び利用者又は消費者の意見を代表する者として全国指導センターの理事長が委嘱する委員総数5名以内で組織するものとする。

(5) その他中央審査委員会に関し必要な事項は、別途これを定める。

めん類飲食店営業に関する標準営業約款の 登録業務に係る実施基準細則

1 登 録

- (1) 登録申請書の様式は、別記様式第1のとおりとする。
- (2) 登録申請書の添付書類は、次のとおりとする。
 - ア 施設及び設備の概要を明らかにする書面
 - イ 約款に定める事項の実施状況を明らかにする書面
 - ① 提供する役務の内容及び商品の品質の表示関係
 - ② 提供する施設及び設備の表示関係
 - ウ 調理師の資格を有することを明らかにした書面
 - エ 損害賠償保険等に加入していることを証する書類
- (3) 登録の申出の受付は随時行い、登録は年2回(8月1日、2月1日)行うものとする。

2 変更の届出等

- (1) 変更届出書の様式は、別記様式第2のとおりとする。
- (2) 営業廃止届出書の様式は、別記様式第3のとおりとする。

平成 年 月 日

都道府県
生活衛生営業指導センター理事長 殿

営 業 所
所 在 地
電 話
(ふりがな)
名 称
開設年月日 年 月 日

代 表 者
住 所
(ふりがな)
氏 名 印

標準営業約款登録申請書 (めん類飲食店営業)

標記の登録を受けたいので、下記書類を添付して申請します。

- 1 施設及び設備の概要を明らかにする書面
- 2 約款に定める事項の実施状況を明らかにする書面
 - (1) 提供する役務の内容及び商品の品質の表示関係
 - (2) 提供する施設及び設備の表示関係
- 3 調理師の資格を有することを明らかにした書面
- 4 損害賠償保険等に加入していることを証する書類

標準営業約款に従った営業の開始予定年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

1 施設及び設備の概要を明らかにする書面

調理室面積	平方メートル	換気装置	有 ・ 無
食堂面積	平方メートル	冷暖房設備	有 ・ 無
客室の部屋数	和室	食堂	テーブル
	洋室		椅子
	室		台
	室		脚

2 約款に定める事項の実施状況を明らかにする書面

(1) 提供する役務の内容及び商品の品質の表示関係 該当するものに 印を付す

そば粉の含有率の表示	
a 表示済み	b 整備中(実施予定 年 月 日)
めん及びつゆの製法の表示	
a 自家製の旨を表示済み	b 整備中(実施予定 年 月 日)
主要な商品の表示	
a 整備済み	b 整備中(実施予定 年 月 日)
調理師の配置及びその表示	
a 配置済み	b 配置予定(実施予定 年 月 日)
消費者の接遇向上・改善	
a 従業員に対する接遇教育・研修を実施している	
b 顧客へのサービスマニュアルを策定している、又は既存のものを使用している	
c 従業員を研修会・講習会に参加させている	
d 今後改善に努める	
食品廃棄物の減量化・リサイクル	
a 減量化・リサイクルを実施中	b 検討中
	c その他

(2) 提供する施設又は設備の表示関係

営業施設の衛生管理状況		
a 自主点検を実施している	b 整備中（実施予定 年 月 日）	
営業施設の外国語・ローマ字表記		
a 表記済み	b 整備中（実施予定 年 月 日）	c その他
営業施設のバリアフリー化の推進（実施済みのものに を付す）		
a 出入口、通路の拡大	b トイレの改造	
c 高さ調節が可能なテーブルの配置	d 車椅子を置くスペースの確保	
e その他 _____		
受動喫煙防止の推進		
a 禁煙又は分煙を実施中	b 検討中	c その他

3 調理師の資格を有することを明らかにした書面
調理師の配置状況

氏 名	取得年月日	取得番号

平成 年 月 日

都道府県
生活衛生営業指導センター理事長 殿

登録番号
営業所
所在地
電話
(ふりがな)
名称

代表者
住所
(ふりがな)
氏名

印

標準営業約款登録変更届出書(めん類飲食店営業)

標記のことについて、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更の内容

平成 年 月 日

____都道府県
生活衛生営業指導センター理事長 殿

営 業 所
所 在 地
電 話
(ふ り が な)
名 称

代 表 者
住 所
(ふ り が な)
氏 名 印

標準営業約款営業廃止届出書(めん類飲食店営業)

標記のことについて、下記のとおり営業を廃止したので届け出ます。

記

1 登録番号

2 営業廃止年月日 年 月 日

■消費者のより強い信頼を得るために■

安心保証
厚生労働大臣認可

標準営業約款 登録店



財団法人 全国生活衛生営業指導センター

〒105-0004 東京都港区新橋六丁目8番2号 全国生衛会館2F
電話 03(5777)0341番(代) FAX 03(5777)0342番